

楽員資格に関する細則

(規則第9号)

- 第1条 この規定は、楽員の資格を制限し、楽団活動を健全に行うことを目的とする。
- 第2条 当楽団は次の条件を前提に入団を承認する。
1. 熊野町に在住する者
 2. 熊野町内の事業所に勤務する者
 3. 熊野町内の学校に通学する者
 4. 第1号から第3号までに該当しない者で、本楽団運営協議会の承認を得た者。
- 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は入団できない。
1. 18歳未満で、保護者の承諾を得ていない者
 2. 中学生以下で、定期練習日に保護者の送迎ができない者
 3. 懲戒退団処分を受けた者
- 第4条 入団する意思がある者は、所定の楽員資格申請書を総務担当運営委員へ提出しなければならない。
- 二. 当楽団の楽員資格は単年度によるものであり、楽員資格を継続する者は、毎年楽員資格申請書を提出しなければならない。
- 第5条 他の団体に入団している者で、当楽団にも入団を希望する者は、相手方の団体の代表者の承諾を得た者に限り、入団を認める。
- 二. 吹奏楽連盟の行事については、相手方への参加を優先させる。
 - 三. 両方の団体の活動において差別化を図ったり、選択のための参加は認めない。
- 第6条 楽員資格は、楽員資格申請書受理後、運営協議会の承認を経て発生する。
- 第7条 事情により楽員活動を休止する必要がある場合は、所定の楽員資格変更届を総務担当運営委員へ提出しなければならない。また、総務担当運営委員へ団費減免申請書を提出し、団費減免の措置を受けなければならない。
- 二. 休団する者については、その期間中においては準楽員とし演奏事業に参加できる。ただし、総会をはじめ、いかなる会議への出席ならびに決議参加は認めない。
- 第8条 事情により楽団を退団する場合は、所定の楽員資格廃止届を総務担当運営委員へ提出しなければならない。
- 第9条 当楽団は、楽員の言動に問題が生じた場合は、運営協議会において審議し、楽員処分を行うことができる。

附 則

1. この規定は平成10年4月1日を以って施行する。
2. この規定の改廃は、運営協議会の議決を要す。
3. 平成10年12月1日 第7条を一部改正施行する。
4. 平成13年4月8日 第5条を一部改正施行する。
5. 平成19年4月1日 第4,7,8条を一部改正施行する。
6. 平成20年4月1日 第7条を一部改正施行する。